

## 建築物石綿含有建材調査者に関するQ&A

**Q 1 建築物石綿含有建材調査者の資格は国家資格ですか？**

A 1 公的資格です。正確には、国土交通省告示第748号「建築物石綿含有建材調査者講習登録規定」に基づく試験資格制度です。講習実施機関として登録を受けた一般財団法人日本環境衛生センターが講習（講義、実地研修及び修了考査）を実施して修了者を認定しています。

**Q 2 どのような人が受講していますか？**

A 2 建築物における石綿調査業や石綿除去業の方が建物に関する専門性を深めるために受講している他、建築物の維持管理や改修・解体、不動産鑑定評価に関わる業務に従事している方が、石綿に関する知識・スキルを新しく身につけることで業務領域を広げるために受講されています。その他、環境調査・計量・分析業の方が上流工程に業容を拡大する目的等でも受講されています。

なお、講習の対象者（受講資格者）は、日本環境衛生センターの該当ホームページ内の募集要項 (<http://www.jesc.or.jp/info/asbestos/img/03.pdf>) をご覧ください。

**Q 3 建築物石綿含有建材調査者に対する支援や資格取得メリットはありますか？**

A 3 国土交通省は平成26年5月16日付けで国住防第7号「建築物石綿含有建材調査者の活用について」を特定行政庁や地方自治体などに向けて発出し、この中で国庫補助制度である「住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）」において調査者リストの紹介を行うなど、調査実施における積極的な調査者の活用を促しています。

また、平成27年度以降、（一定の有資格者が養成された段階で）建築物における石綿の調査・除去等に係る国庫補助に当たって、この調査者資格を付与された者が調査を行うことなどを要件化する方針を示しています。建築基準法第12条第1項が規定する定期検査報告制度では「吹付け石綿などの使用状況、劣化状況、除去・飛散防止措置の実施状況を調査しなければならない」としていますが、国土交通省は、この調査の実施に際して建築物石綿含有建材調査者を活用するよう、一級建築士などに推奨しています。

**Q 4 建築物における石綿調査において国庫補助対象となる建材は何ですか？**

A 4 除去等の補助の対象となる建材は吹付け石綿等とされています。実際には、対象建材の有無は建物調査を行うことで初めて確認できますので、該当建材の有無にかかわらず調査は補助の対象となり、調査1件につき25万円の定額補助となります。地方公共団体の補助事業となりますので、詳しくは確認が必要です。補助制度の創設状況等は、国土交通省のHPに公開されています。

**Q 5 講習に関する情報をどこから入手できますか？**

A 5 日本環境衛生センターのホームページ内、建築物石綿含有建材調査者講習の開催のお知らせ (<http://www.jesc.or.jp/info/asbestos/01.html>) をご覧ください。開催に関することはもちろん、修了者情報についても掲載しており、更新しています。

**Q 6 講習において調査対象としている建材は何ですか？**

A 6 建築物の通常使用における維持管理の視点での調査を指導しているため、主な調査対象はレベル1及び2となります。ただし、レベル3建材の調査も重要であると考えており、第5講座及び実地研修にて指導しています。

**Q 7 資格取得後の能力向上支援やフォローアッププログラムはありますか？**

A 7 修了者の知識及び技能向上は重要なことと考えています。5年ごとの更新講習にて知識及び技能の維持向上の機会がありますが、それとは別に、法改正や分析法改訂に関する修了者限定講演会を適宜実施します。また、修了者が実務上の相談を講師にできるよう、相談ウェブサイトの開設を検討しています。

**Q 8 建築物の解体等の事前調査において建築物石綿含有建材調査者資格は必要ですか？**

A 8 厚生労働省は石綿障害予防規則第3条において、解体等の作業（石綿等の除去の作業を含む）及び石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行う場合には、「石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者」による事前調査を義務付けています。平成26年4月23日付け厚生労働省基発0423第6号「石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について」における記の第4の1において、「石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者」として建築物石綿含有建材調査者を新たに追加しています。